

聖籠町告示第十五号

聖籠町妊産婦健康診査費助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町妊産婦健康診査費助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町妊産婦健康診査費助成実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 助成の申請は、対象者が第三条に掲げる健康診査を受けた日から六月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。